



2014年 5月 20日

各 位

会社名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 前田 修司
(コード番号 : 9735 東証第一部)
問合せ先 総務部長 揖宿 博之
TEL 03-5775-8110

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、2014年6月25日開催予定の第53回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会および取締役会の運営に関する変更

株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者と議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。

(2) 中間配当制度の導入に関する変更

株主の皆様への利益還元機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づく取締役会の決議による剰余金の配当（中間配当）をすることができるよう所要の変更を行うものであります。

また、上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2014年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2014年6月25日（予定）

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(総会の招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議によって取締役社長が招集する。</p> <p>② <u>取締役社長に</u>事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>	<p>(総会の招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議によって<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集する。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>のいずれにも事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>
<p>(総会の議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に</u>事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(総会の議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、<u>取締役会長または取締役社長のうち</u>、取締役会の決議によってあらかじめ定めた<u>取締役</u>が議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>のいずれにも事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。</p> <p>② <u>取締役社長に</u>事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>	<p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集する。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>のいずれにも事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第28条 取締役会においては、取締役社長が議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に</u>事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(取締役会の議長)</p> <p>第28条 取締役会においては、<u>取締役会長または取締役社長</u>が議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>のいずれにも事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第49条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 (条文記載省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第50条 (条数の繰り下げ、条文は現行どおり)</p>